

ISSN 1880-0807

# 龍谷大学 国際社会文化研究所 紀要

第21号 2019年6月



**Society and Culture**

Journal of the Socio-Cultural  
Research Institute, Ryukoku University

Vol.21 2019.6

## I 共同研究

研究課題：大谷光瑞のトルコでの動向—「仏教」と「農業」のあいだ

- 大谷光瑞のトルコでの動向  
—「仏教」と「農業」のあいだ— …………… 三谷 真澄 7
- 大谷光瑞のトルコでの殖産事業研究の  
新資料紹介 …………… ヤマンラール水野美奈子 21
- 大谷光瑞とケマル・アタチュルクの  
アンカラ・アヒマスッド農園での共同事業について …………… 嵩 満也 31

研究課題：東日本大震災後の復興過程に関する批判的検討  
—社会・連携経済の国際比較研究から考える—

- The Prospect of Social and Solidarity Economy in  
the Post Disaster – Affected Areas of Tohoku, Japan …………… Fumihiko SAITO 45
- ブラジルにおける地域経済発展と社会的連帯経済 …………… 河合 沙織 65

研究課題：水源地としての森林と流域の環境管理に関する日豪比較研究

- Sustainable Collaborative Management for Conserving River Water  
Quality in Japan and Australia …………… Yugo TOMONAGA 93  
Yoshiro YASUDA

研究課題：英語運用能力と語用力発達からみる留学効果についての縦断的研究

- The Value of “Foreign” Influence and Experience in  
Foreign Language Teaching in Japan :  
Reassessing Requirements of Teachers and Curriculum …………… Julian CHAPPLE 107  
Shoichi MATSUMURA

研究課題：誰が面倒を看るの？

—ニュージーランドのフィリピン出身ケア労働者の受け入れの実態  
および課題とその日本への政策的インプリケーション—

Overseas-Born Careworker Policies in New Zealand and Japan :

Implications on Job Satisfaction

and Future Plans ..... Ma. Reinaruth D. CARLOS 119

Arlene Garces-OZANNE

## Ⅱ 個人研究

大学生の運動の実施状況とスポーツ環境の相違

—日中の健康づくり政策の構築を目的とした基礎研究— ..... 河合 美香 143

京都市の住民自治と自治組織の特徴

—政教分離の視点から— ..... 壽崎かすみ 159

イラン大衆音楽の空間的構成をめぐる考察

—伝統と近代の二項対立を超えて— ..... 椿原 敦子 171

南方熊楠からスウィングルに贈られた

「山の神草紙」について ..... 松居 竜五 185

イスラームの神秘主義的精神性に関する一省察

—『雄弁の道』などを例に— ..... 佐野 東生 199

# I 共同研究

【研究課題】

大谷光瑞のトルコでの動向－「仏教」と「農業」のあいだ

Kozui OTANI's Activities in Turkey :  
On Relation between Buddhism and Agriculture

【研究課題】

東日本大震災後の復興過程に関する批判的検討  
—社会・連携経済の国際比較研究から考える—

Critical Review of Reconstruction Processes  
after the Great East Japan Earthquake Disaster :  
Lessons from International Comparisons of Social and Solidarity Economy

【研究課題】

水源地としての森林と流域の  
環境管理に関する日豪比較研究

Comparative Study on Environmental Management of Catchment and  
Forest as the Water Source in Australia and Japan

【研究課題】

誰が面倒を看るの？

ーニュージーランドのフィリピン出身ケア労働者の受け入れの実態および課題とその日本への政策的インプリケーションー

Who Cares?:

Trends and Issues on Philippine-born Careworkers in New Zealand and Their Policy Implications on Japan

## Ⅱ 個人研究

## 『国際社会文化研究所紀要』 執筆要領

(論文資料等の共通書式)

1. 『国際社会文化研究所紀要』に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等(以下「論文資料等」という。)は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 「論文」は、原則として20,000字とする。  
「研究資料」「研究ノート」は、原則として12,000字とする。  
「書評」は、原則として6,000字とする。
3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとする。
4. 論文資料等は、ワープロ原稿とし、プリントアウトしたものと、電子媒体によるデータを添付することとする。また、別に定める表紙(様式4)の添付を必要とする。
5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。

(指定研究)

6. 指定研究プロジェクトは、
  - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
  - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
  - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
    - ア. 研究期間3年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
    - イ. 研究期間3年目の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
  - ④代表者・共同研究者は、研究期間2年目・3年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。

(共同研究)

7. 共同研究プロジェクトは、
  - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
  - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
  - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
    - ア. 研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
    - イ. 研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

- ④研究期間2年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間2年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は9月末までとする。

(個人研究)

8. 個人研究プロジェクトは、

- ①代表者は、研究期間中、3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。  
②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。  
③代表者は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。  
ア。「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。  
イ。研究期間の9月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

(その他)

9. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
10. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
11. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
12. 掲載論文資料等については、1件につき50部の抜刷を無償で提供する。50部を越える抜刷を希望する場合は、執筆者が超過分の実費を支払うこととする。
13. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を電子化により公開することについては、複製権(注1)及び公衆送信権(注2)の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。但し、電子化による公開については、執筆者の許諾を得た上で行うものとする。
- 注1 複製権：著作物を有形的に複製することに関する権利  
注2 公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
14. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
15. 本要領は2016(平成28)年4月26日から適用する。

以 上

附則 1998(平成10)年6月17日運営会議決定

附則 2003(平成15)年1月16日運営会議改正

附則 2006(平成18)年4月26日運営会議改正

附則 2009(平成21)年3月2日運営会議改正

附則 2010(平成22)年3月10日運営会議改正

附則 2016(平成28)年7月19日運営会議改正

国際社会文化研究所紀要 第21号

---

2019年6月30日発行

編集・発行 龍谷大学国際社会文化研究所  
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷1-5  
TEL 077-543-7742

印刷 協和印刷株式会社

---

